

くらしの情報ガイド

お知らせ

受動喫煙の防止対策について
健康増進法で、多数の人が利用する集会場や飲食店等の施設では受動喫煙(室内等で、他人のたばこの煙を吸う)の防止対策が求められています。これらの施設の管理者は、受動喫煙防止対策の措置を講ずるようお願いいたします。
保健センター (☎31-1586)

ポリオ(小児マヒ)ワクチン追加接種
昭和50～52年生れのかたは、ポリオ免疫を保有している人の割合の低いことが、厚生労働省の調査でわかっています。ポリオウイルス常在国に渡航する時や、子どもがポリオ生ワクチンの予防接種を受けるときは追加接種をお勧めします。<有料・要予約>
保健センター (☎31-1586)

「兵庫県青年洋上大学」参加者募集
9月15日～23日 大型客船での洋上生活と中国でのホームステイ 県内在住・在勤・在学のおおむね20～35歳、100人(選考) 124,000円(事前、事後研修会費等は別途必要) 6月23日(金)までに、所定の申込用紙を下記へ
保健センター (☎31-1586)

催し

社会福祉協議会からのお知らせ
社会福祉協議会 (☎32-7530)
【高齢者「会食懇談会」】
5月25日(木)12時 老人福祉会館
市内70歳以上のかた、先着40人 500円 5月15日(月)から上記で受付
【お茶のみ友達相談】
5月20日(土)9時30分～11時30分 福祉会館 男性60歳、女性55歳以上の独身のかた

個別健康教育～喫煙～
5月31日は世界禁煙デーです。たばこの煙には、1本に60種類もの発がん性物質が含まれています。禁煙に関心のあるかた、ぜひ参加ください。
5月30日(火)14時～15時 呼吸気CO濃度検査等 保健センター (☎31-1586)

講習・講座

「犬のお手入れについて」講習会
6月3日(土)13時30分～16時 医学に基づいたワンランク上のお手入れ 100人 5月23日(火)までに、はがき・電話・ファクス・メールで、講習会名・住所・氏名・電話(ファクス)番号を記入し、下記へ
保健センター (☎31-1586)

幼児の食事とおやつの教室
6月9日(金)13時30分～15時 1歳6カ月～3歳児とその保護者30組<要予約>1歳以上託児あり 幼時の歯と健康 噛みごたえのある食品の展示・試食・歯の相談 歯科医師・村岡憲次氏
保健センター (☎31-1586)

納期

5月31日まで
固定資産税・都市計画税(第1期分) / 課税課固定資産税担当 ☎38-2017
法人市民税・事業所税(3月31日決算の法人等) / 課税課管理担当 ☎38-2015
軽自動車税 / 課税課管理担当 ☎38-2015
自動車税 / 阪神南県民局西宮県税事務所 ☎798-23-7788
～納付は便利な口座振替で～
毎月20日は「阪神地域ノーマイカーデー」車の利用はひかえめに


自転車運転免許証等制度モデル地区指定について

市は、自転車事故防止を図るため、平成18年度に「自転車運転免許証等制度モデル地区」の指定を受けました。
自転車運転免許証(修了証)を交付する「自転車交通安全教室」を開催し、交通ルールを守った自転車の正しい乗り方やマナーを実践する規範運転者づくりを促進します。

道路上に自転車等の放置は厳禁

放置自転車等は歩行者をはじめ車の通行の支障となり、危険です。駐車するときは自転車駐車場を利用しましょう。また満車が予想される場合は、他の交通機関を利用しましょう。迷惑駐輪や放置行為をしないようにしましょう。また、市では駅周辺に自転車等放置禁止区域を設けています。この区域内に放置されている自転車や原動機付自転車は移送の対象となります。

なお移送された自転車等の保管・返還場所ならびに保管・返還料金は、次のとおりです。
返還日時 月・水・金・土曜日(の)午前10時から午後6時(日・祝日および12月29日～1月3日は休業)
移送・返還料 (1台につき) 自転車...3,000円 / 原動機付自転車...5,000円



違法駐車の取り締り制度が変わります!

放置車両についての使用者責任の拡充や、放置車両の確認と標章の取り付けに関する事務(確認事務)の民間委託等を内容とする新しい駐車制度が、6月1日からスタートします。
■**放置違反金制度の導入**
・確認標章(ステッカー)が取り付けられた車両について、運転者の責任追及ができない場合、放置車両の使用者に放置違反金(反則金と同額)の納付が命ぜられる場合があります。
・放置違反金の納付を繰り返された車両の使用者に対しては、一定期間、車両の使用を制限する命令がなされます。
■**車検拒否制度の導入**
・放置違反金を滞納して公安委員会による督促を受けた者は、滞納状態が解消されない限り、車検手続きを完了することができません。
■**住民団体の放置駐車取り締り強化**
・良好な駐車秩序を確立するため、放置駐車違反であることが確認された車両については、駐車時間の長短にかかわらず、ステッカーの取り付け対象とします。
■**確認事務の民間委託**
・警察官以外に民間の「駐車監視員」が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両にステッカーを取り付けます。
・確認事務を民間委託する警察署については、駐車監視員が重点的に取り締りを行う場所・時間帯を定めたガイドラインを策定し、公表します。

自転車事故が増えています!

市内の過去5年(平成13年～17年)の交通事故の累計は、2,654件で、自転車に係る事故は669件(25.5%)という状況です。このうち子どもの自転車関係事故は、74件(11.1%)、中高生の自転車関係事故では68件(10.2%)、高齢者の自転車関係事故では109件(16.3%)でした。こうした中、自転車等の道路上への放置が問題となっているため、自転車利用者のマナーや交通安全意識の向上が求められています。そこで、今回は「特に注意してほしい自転車の交通ルールとマナー」についてお知らせします。

自転車の「交通ルール」を守りましょう

自転車の通るところ
歩道の区別のない道路や車道を通るときは左端を通り、路側帯があるところは路側帯を通りましょう。車道を通るのが危ないときは、安全のために歩道を通りましょう。歩道では自転車から降り、押して通らなければなりません。「自転車及び歩行者専用」の標識のある歩道ではそこを通りますが、歩行者の妨げとなる場合は一時停止し、じゅうぶん速度を落として通行してください。

信号や標識・標示に従いましょう
自転車は、車両用の信号に従います。しかし、信号機に「歩行者・自転車専用」標識がある場合には、その信号に従ってください。標識・標示に注意して、必ずそのルールに従いましょう。

横断の仕方
横断するとき、近くに自転車横断帯や横断歩道がある場合には、必ずそこを通りましょう。横断歩道では、自転車から降り、押して渡ってください。自転車横断帯や横断歩道がない場合は、右・左の見通しのよくきくところを選び、車のとぎれるのを待って道路を直角に渡りましょう。進む方向を急に変えたり、斜め横断や突然のUターンは危険です。

踏切の渡り方
踏切では必ず一度止まり、右・左の安全を確かめます。警報機が鳴り出したり遮断機が閉まりかけていたら、絶対に入ってはいけません。踏切では、自転車を降り、押して渡りましょう。片方からの列車が通り過ぎても、もう一方から列車がくることがあるので注意しましょう。

乗る前に必ず点検しましょう
自転車に乗る前に、必ず次のポイントの安全点検をしましょう。
ハンドルは、前輪と直角となっていますか?
ハンドルは、サドルの適当な高さで固定されていますか?

からだにあつた自転車に乗りましょう
自転車に安全に乗るためには、自分のからだに合った自転車を選ぶことが大切です。
サドルにまたがって、ハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾き、両足先が地面につくものを選びましょう。



思いやりと譲り合いの運転を心がけましょう
自転車に乗れば、あなたはすでに「運転者」です。まわりの歩行者や車の動きに注意し、相手の立場になって、思いやりと譲り合いの気持ちを持って、「運転」しましょう。
幼児や高齢者、また身体の不自由なかたを見かけたときは、必ず、いったん止まるか十分速度を落とし、危険のないように注意しましょう。
交通が混雑しているところでは、自転車から降りて、押して歩くようにしましょう。
また、横断歩道では、人を先に通しましょう。

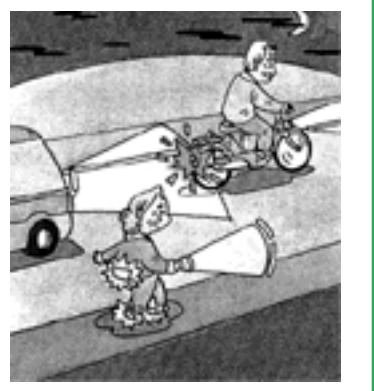
飛び出しはやめましょう
信号機のある交差点では、必ず信号が青になってから進みましょう。
信号機のない交差点では、いきなり飛び出さないで、いったん止まるか速度を落とし、安全を十分確かめて通りますように。
「一時停止」の標識のあるところや

ブレーキは、前後輪ともよく効いていますか?
タイヤには、十分な空気が入っていますか?
ベルなどは、よく鳴りますか?
ライトは、明るいですか?

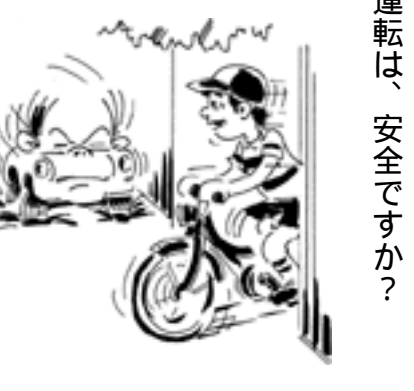
ルールを無視した自転車の乗り方は、たちまち交通事故の原因になります。交通ルールを守り、思いやりの交通マナーを高めましょう。



自転車に乗る前に「安全チェック」の習慣を



夜間のライト点灯義務
夜に自転車に乗るときは必ずライトをつけましょう。夕暮れ時は、早めの点灯を心がけましょう。また、夜は白っぽい服を着たり、服や自転車の横にも反射材をつけるなど、車を運転する人からも見えやすくしましょう。



交差点での注意
交差点を通るときは、前方から直進してくる車や、右折する車に気をつけましょう。
交差点では、直進・右折・左折いずれの場合にも多くの危険があります。左折しようとする自動車にぶつかったり、巻き込まれたりする事故が多くなります。
少しい心の余裕が、事故を未然に防ぎます。路肩に止まって安全を確認し、後方の車が左折し終わるまで待つようにしましょう。

自転車の「飲酒運転」危ない! やめよう!
飲酒運転は厳罰です。一人乗りやジグザグ運転、横に並んで走ったり、傘をさしたり、犬を引いて乗ることは大変危険です。絶対にやめましょう。



水防訓練

梅雨の出水期を前に、次のとおり市・消防本部・消防団による水防訓練を実施します。
日時 6月2日(金)午前10時～11時
会場 芦屋川川尻
問い合わせ 消防本部警防課 ☎32-2345

フォークソングコンサート

～芸術・文化は私たちの暮らしの中に～
入館者サービスの第1弾です。展示会と共に、懐かしのフォークソングをお楽しみください。
日時 5月27日(土)午後3時30分～
会場 美術博物館・前庭(雨天・館内)
費用 入館料(一般・300円、大高生・200円、中学生以下・無料)
問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432

ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
休業日 5月18日(木)・6月8日(木)・15日(木)
交付内容 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明市民税県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降は、戸籍・除籍・改正原戸籍謄抄本や税務証明等は申請受付のみで、証明書発行は翌開庁日となります。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。
問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130

「下水」の水質検査結果 下水処理場 緯32-1291

試験項目	試験日	平成18年3月29日	平成18年4月4日	活性汚泥法処理による基準		
天候	晴れ	晴れ	晴れ			
水温		9.0	14.2			
検水名	流入水	処理水	流入水	処理水		
水質	17.5	18.0	18.5	18.5		
P	H	7.6	6.7	7.5	6.7	5.8～8.6
S	S(糞/濯)	144	4	134	3	70以下
B	O D(糞/濯)	149	9.2	192	8.3	20以下
大腸菌群数(個/100ml)		47,000	0	51,000	0	3,000以下
備考		前日曇/雨	前日晴れ	前日雨/曇		

用語の説明 【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い。【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる。【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

公民館・音楽会 バイオリン名曲コンサート

日時 6月10日(土)午後1時30分～3時
会場 市民センター音楽室
出演 北浦洋子(バイオリン)
竹内素子(ピノ)
曲目 チゴイネルワイゼン/トルコ行進曲 / アヴェ・マリア ほか
参加費 500円
申し込み 往復はがきに、住所・氏名・電話番号・参加人数を記入し、5月29日(月)までに下記へ
問い合わせ 公民館 緯35-0700(〒659-0068 業平町8-24)



戦争体験記・当時の風景等を募集します

戦後60年が経過し、戦争を体験したかたがたの証言を聞く機会がますます少なくなる中で、戦争がいかに悲惨で許すことのできないものであるかを、次世代へ語り継ぐことが急がれています。一人ひとりの体験がすべて貴重な証言です。また、戦前・戦中・戦後の芦屋の風景などを写した写真を募集します。お寄せいただいたものは、平和展等の資料として活用します。
募集内容 戦中・戦後の市内での自らの体験や肉親などから直接聞いた体験談等
戦中・戦後に市内に居住(学童疎開を含む)していたかたの体験談
戦争関連資料など
戦前・戦中・戦後の芦屋の風景や生活を写した写真などは、展示終了後返却
応募方法 2,000字以内、には撮影時期・場所・状況などをわかる範囲で記載し、いずれも住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、6月30日(金)までに下記へ。
問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005(〒659-8501 住所不要)

水道まめ知識

Q 水道の工事をお願いしたいのですが、どちらに頼めばいいのでしょうか?
A 給水管など給水装置の工事は、市の指定給水装置工事業者でなければなりませんので、芦屋市指定給水装置工事業者に依頼してください。指定工事業者は現在約160事業者を指定していますので、水道部工務課給水担当へお問い合わせください。(市ホームページにも掲載)
また、水道工事の契約は、指定工事業者と皆さんの間で決まっています。
「水道工事の契約について」複数の指定工事業者から見積りをとる。工事内容や費用について説明をしてもらう。工事後のアフターサービスについて確認しておく。
について、事前に確認ください。
問い合わせ 水道部工務課給水担当 ☎38-2154